

法律を学ぼう!

「強引に買い取られた貴金属、着物 返してもらえる?！」

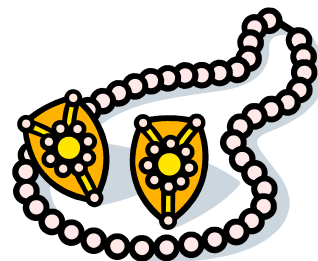
突然自宅に押しかけて“お持ちの貴金属や着物を見せてください”などと言
い、売るつもりがない消費者から強引に安く買い取っていく『押し買い』の被
害が急増しています。

今年8月に、被害を防ぐために特定商取引法が改正されました。
法の改正によって私たちのくらしがどんなふう守られるのか、専門家に
お話を伺い被害を未然に防ぎましょう!

講師 松苗 弘幸氏 (弁護士)



2012年11月27日(火)
10:00~12:00



シーノ大宮 (生涯学習総合センター) 講座室 1・2

シーノ大宮センタープラザビル7階

JR大宮駅西口徒歩5分 駅デッキで直結、駐車場なし

参加費 無料

定員 30名 (要申込み・先着順)

《お申込み・お問い合わせ》

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL: 048(844)8971 (受付: 平日 10:00~16:00)

FAX: 048(844)8973

